

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する

重要事項説明書

令和6年2月2日現在

当事業所は、ご契約者に対して、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントのサービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、ご契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。ご不明な点は、遠慮なくお問合せください。

1. 開設者について

- (1) 法人名 社会医療法人社団新都市医療研究会〔関越〕会
- (2) 事業者名称 鶴ヶ島市地域包括支援センターかんえつ
- (3) 代表者名 理事長 安村 寛
- (4) 所在地 埼玉県鶴ヶ島市大字脚折 145 番地 1
- (5) 設立年月日 昭和51年7月1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所名 地域包括支援センター(指定介護予防支援事業所)
- (2) 事業所所在地 埼玉県鶴ヶ島市大字脚折 145 番地 1
- (3) 指定事業所番号 1106200031
- (4) 開設年月日 平成 25 年 4 月 1 日
- (5) 連絡先 埼玉県鶴ヶ島市脚折 145 番地1
鶴ヶ島市地域包括支援センターかんえつ
電話:049-285-7877 FAX:049-285-7866

3. 事業の目的及び運営方針

<事業の目的>

利用者が可能な限りその居宅において、その尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営み続けることができるように支援します。また、医療との連携に配慮し、介護予防サービス・支援計画書を作成するとともに、指定サービス等の提供が確保されるよう介護予防サービス提供事業者等と連絡調整その他の便宜の提供を行います。

<運営方針>

- ① 利用者が要支援状態になった場合においても、状態の軽減または悪化の防止に資するよう、利用者が可能な限りその居宅において、尊厳を保持し、その有する能力に応じ、自立した生活を営み続けることができるように配慮します。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。
- ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される介護予防サ

ービス等が特定の種類または特定の介護予防サービス提供事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。

- ④ 事業を行うに当たり、利用者の所在する市町村、医療機関、他の居宅介護支援事業者、介護予防サービス事業者等との連携に努めます。
- ⑤ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に研修を実施するなどの措置を講じます。
- ⑥ 事業を行うに当たり、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。

4. サービスを提供する地域等

- (1) 提供地域 脚折の一部(脚折才道木・脚折第一・脚折蔵ノ前・脚折第二・脚折山田自治会区域)脚折町一・二・三・四・六丁目、下新田、羽折町、中新田、新町、上新田、町屋
※特段の事情がある場合には、この限りではありません。
- (2) 営業日・ 月曜日～土曜日 午前8時40分～午後5時25分
営業時間 ※日時については、相談に応じます。

5. 職員の体制

職員	常勤	非常勤	職務内容	計
管理者 主任介護支援専門員	1人以上		統括、包括的・継続的ケアマネジメント業務	1人
社会福祉士等	1人以上		高齢者の総合相談業務、権利擁護業務	1人
経験ある看護師	1人以上		介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務	1人
介護支援専門員		1人以上	介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務	1人
事務員		1人以上	事務業務等	1人

6. サービス提供の手順

- (1) 利用者からの申込み
- (2) 契約等手続き
- (3) アセスメントの実施
利用者の自宅を訪問し、利用者及び家族との面接を通して、心身の状況、生活機能や健康状態、生活環境等を把握します。
- (4) 介護予防サービス・支援計画書原案の作成
アセスメント結果を基に、利用者等の希望も踏まえ、どのような支援が必要かを調整し、利用者との合意に基づき介護予防サービス・支援計画書原案を作成します。
- (5) サービス担当者会議の開催

介護予防サービス・支援計画書原案について、担当者と協議し、課題や役割の共通理解を深めます。

(6) 介護予防サービス・支援計画書原案の説明、同意、交付

介護予防サービス・支援計画書原案の内容を利用者及び家族に説明し、同意を得て交付します。

(7) サービスの提供

介護予防サービス提供事業者等に対し、介護予防サービス・支援計画書に基づき、適切に介護予防サービス等が提供されるよう連絡調整等を行います。

(8) モニタリング

①3ヶ月に1回及び健康状態に著しい変化があったときには、利用者宅を訪問し面接を行います。

②訪問しない月に関しては、電話等により利用者との連絡を実施します。

③少なくとも1ヶ月に1回は、介護予防サービス提供事業者等に対して、サービス実施状況や利用者の状態に関する情報を聴取します。

(9) 評価

一定期間経過後、計画の達成状況について、評価を行います。

※(4)から(9)までについては、サービス内容によって省略する場合があります。

7. 業務の委託

利用者の同意により、業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合があります。委託する場合は、介護予防サービス等に関するお問合せ、ご不明な点等の連絡は、委託先の担当職員が窓口になります。

8. 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する情報提供

① 介護予防サービス提供事業者等から利用者に関する情報の提供を受けたときその他必要なときには、口腔に関する問題、薬剤状況その他の心身又は生活の状況に関する情報のうち必要な情報を、主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供します。

② 利用者が医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、主治の医師又は歯科医師の意見を求めます。

意見を求めた上で介護予防サービス・支援計画書を作成した際には、当該介護予防サービス・支援計画書を主治の医師又は歯科医師に交付します。

③ 利用者は、事業所に対し、複数の介護予防サービス提供事業者等を紹介するよう求めること又は当該介護予防サービス提供事業者等を介護予防サービス・支援計画書に位置付けた理由を求めることができます。

④ 利用者及び家族は、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当者の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えてください。

9. 費用

原則として利用者負担はありません。全額介護保険から支給されます。ただし、保険料の滞納がある場合は、償還払いや介護保険からの給付が制限される場合があります。

10. 緊急時の対応

介護予防サービス等の提供に当たり、事故、体調の急変等があった場合には、事前の打合せに基づき、家族、主治の医師等に連絡します。

11. 相談窓口、苦情窓口

介護予防サービス等に関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡してください。なお、業務を委託した居宅介護支援事業所がある場合はそちらを相談窓口へ申し出てください。

鶴ヶ島市 地域包括支援センター かんえつ	相談・苦情窓口担当者 管理者 藤野 和江 電話番号 049-285-7877 FAX 番号 049-285-7866 対応時間 平日・土曜日 午前8時40分～午後5時25分 (12月29日～1月3日は除く)
居宅介護支援事業所	電話番号 FAX 番号 対応時間

次の機関においても苦情申立てができます。

鶴ヶ島市 介護保険課	電話番号 049-271-1111 FAX 番号 049-271-1190 対応時間 平日 午前8時30分～午後5時15分 (12月29日～1月3日は除く)
埼玉県国民健康保険 団体連合会 (介護福祉課 苦情対応係)	埼玉県さいたま市中央区大字下落合 1704 番 (国保会館8階) 電話番号 048-824-2568(苦情相談専用) FAX 番号 048-824-2561 受付時間 平日 午前8時30分～午後5時 (土曜日、日曜日、祝祭日、 12月29日～1月3日は除く)

